

# 仙台市幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金

## 1 制度の概要

### (1) 目的

- ① 幼児教育の早期展開
- ② 仙台市内の保育所待機児童数の解消

### (2) 施設基準

児童に良好な保育環境を提供するとともに、その充実を図るため、下表1の基準を満たすものとする。

表1

項目	基準
対象児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台市内に住民登録を有し、仙台市による保育の必要性認定（教育・保育給付認定）を受けた2歳児</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（※）保育の必要性の認定事由について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①1か月に64時間以上就労している場合（自営業、夜間勤務、内職等を含む）。</li> <li>②妊娠中または出産後間がなく、兄姉の保育が困難な場合。</li> <li>③病気にかかり、もしくはけがをし、または精神もしくは身体に障害を有している場合。</li> <li>④家庭内の親族を常に介護・看護している場合（1か月に64時間以上）。</li> <li>⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合。</li> <li>⑥求職活動中である場合。</li> <li>⑦1か月に64時間以上就学している場合（学生、職業訓練などのうち通学を要するもの）。</li> <li>⑧その他、上記に類する事由により、どうしてもお子さんの保育ができない場合。</li> </ol> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象児童が2歳の誕生日を迎えた時点から受け入れることが可能</li> <li>・対象児童が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることが可能（年度途中で満3歳児として幼稚園に入園することも可能）</li> </ul>
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用の保育室・保育スペース（児童1人あたり1.98㎡以上）と便所を備えること</li> <li>※幼稚園に入園している満3歳児と一緒に保育することは可能</li> </ul>
保育内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所保育指針や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」（平成19年3月31日文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえて保育を行うこと</li> </ul>
職員配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童6人につき1人とし、常時最低2人の職員を配置すること</li> <li>※保育対象児童が6人以下で、幼稚園の職員（保育士または幼稚園教諭）から支援を受けられる場合は保育士1人で可</li> </ul>
職員資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象児童の保育を行う者のうち1人は必ず保育士を含むこと</li> <li>また、担当職員の1/2（当分の間は1/3）以上は保育士、幼稚園教諭、または子育て支援員（市町村長等が行う研修を修了した者）とすること</li> </ul>
保育時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として1日あたり8時間以上</li> </ul>
開所日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として月曜から金曜まで継続して開所</li> <li>※保護者のニーズを踏まえた上で、お盆期間等に数日程度開所しない日を設けることは可能</li> </ul>

項目	基準
対象児童の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>市と相談の上、あらかじめ対象児童の受入枠を設定する</li> <li>受入枠の範囲内では、正当な理由がない限り利用申込みを拒むことができない</li> <li>受入時に、子ども・子育て支援給付支給認定通知書（市が発行）により対象児童の保育の必要性を確認する</li> </ul>
保育料	<ul style="list-style-type: none"> <li>園が設定</li> <li>※保護者の負担が過大にならないよう十分配慮すること</li> </ul>
給食	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として給食を提供するものとする</li> <li>※外部搬入も可。施設内において保存・加熱のための最低限の設備を設けること</li> </ul>

### (3) 補助金額

利用児童延べ人数に応じ、下表2の算出単価により算出した額を合算した額を補助する。

表2

算出額	算出単価		
右に掲げる算出単価により算出した額を合算した額 (補助対象児童1人当たり日額)	年間延べ利用児童数が1,500人以上の施設	基本分単価	2,650円
		長時間加算単価	8時間を超えた利用 <ul style="list-style-type: none"> <li>超えた利用時間が2時間未満 330円</li> <li>超えた利用時間が2時間以上3時間未満 660円</li> <li>超えた利用時間が3時間以上 990円</li> </ul>
	年間延べ利用児童数が1,500人未満の施設	基本分単価	2,250円
		長時間加算単価	8時間を超えた利用 <ul style="list-style-type: none"> <li>超えた利用時間が2時間未満 280円</li> <li>超えた利用時間が2時間以上3時間未満 560円</li> <li>超えた利用時間が3時間以上 840円</li> </ul>

## 2 年間スケジュール

8月上旬	補助金交付対象申請書の提出
8月下旬	補助金交付対象決定通知書の受領
翌年4月上旬	補助金交付申請兼実績報告書の提出
翌年4月～5月	補助金の受領
(毎月10日)	当該月1日時点の利用児童報告書提出
(随時)	受入対象児童報告書 事業内容変更申請書の提出

※ 補助事業を新たに実施しようとする場合は、事業実施の可否に係る協議申請が必要ですので、事前にご相談ください（予算の都合上、事業の開始予定年度の前年度7月下旬までにご連絡願います）。